

「第13次労働災害防止推進計画」に基づく

愛媛第 13 次労働災害防止推進計画
(2018 年度～2022 年度)

平成 30 年 3 月
愛媛労働局

< 目次 >

はじめに	1
1 推進計画のねらい	1
（1）推進計画が目指す社会	1
（2）計画期間	2
（3）推進計画の目標	2
（4）推進計画の評価と見直し	3
2 安全衛生を取り巻く現状と施策の方向性	3
（1）愛媛第12次労働災害防止推進計画目標の達成状況	3
（2）愛媛県下の死亡災害発生状況と対策の方向性	4
（3）愛媛県下の休業4日以上の死傷災害発生状況と対策の方向性	5
（4）愛媛県下における健康確保をめぐる動向と対策の方向性	8
（5）愛媛県下における疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立をめぐる状況 と対策の方向性	9
（6）化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性	10
3 推進計画の重点事項	10
（1）死亡災害の撲滅・重篤災害を減少させるための業種別・災害種別の重点対策 の推進	
（2）就業構造の変化等により災害が増加傾向にある又は減少の見られない業種、 災害等への対策の推進	
（3）過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進	
（4）疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	
（5）化学物質等による健康障害防止対策の推進	
（6）企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	
（7）安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	
（8）県民全体の安全・健康意識の高揚等	

4 重点事項ごとの具体的取組	10
(1) 死亡災害の撲滅・重篤災害を減少させるための業種別・災害種別の重点対策の推進	10
ア 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止	10
イ 建設業における墜落・転落災害等の防止	11
ウ 林業における伐木等作業の安全対策	11
(2) 就業構造の変化等により災害が増加傾向にある又は減少の見られない業種、災害等への対策の推進	11
ア 増加傾向等にある業種への対応	11
(ア) 第三次産業対策	11
(イ) 道路貨物運送業対策	12
イ 増加傾向等にある災害への対応	12
(ア) 転倒災害の防止	12
(イ) 熱中症の予防	12
(ウ) 腰痛の予防	12
(エ) 交通労働災害対策	12
(オ) 職場における「危険の見える化」の推進	13
ウ 高年齢労働者の労働災害の防止	13
エ 非正規雇用労働者及び外国人労働者の労働災害の防止	13
(ア) 非正規雇用労働者対策	13
(イ) 外国人労働者、技能実習生対策	13
(3) 過労死等の防止及び労働者の健康確保対策の推進	13
ア 労働者の健康確保対策の強化	14
(ア) 企業における健康確保措置の推進	14
(イ) 産業医・産業保健機能の強化	14
イ 過重労働による健康障害防止対策の推進	14
ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進	14
(ア) メンタルヘルス不調の予防	14
(イ) パワーハラスメント対策の推進	14
(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進	14
ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進	15
イ 治療と仕事の両立支援の推進	15
(5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	15

ア	化学物質による健康障害防止対策	15
イ	石綿による健康障害防止対策	15
ウ	受動喫煙防止対策	16
エ	電離放射線による健康障害防止対策	16
オ	粉じん障害防止対策	16
(6)	企業・業界単位での安全衛生の取組の強化	16
ア	企業のマネジメントへの安全衛生の取込み	16
イ	労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用	16
ウ	企業単位での安全衛生管理体制の推進	16
エ	企業における健康確保措置の推進	17
オ	業界団体、労働災害防止団体等による安全衛生の取組の促進	17
カ	元方事業者、企業集団等による安全衛生の取組の促進	17
キ	地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化	17
ク	中小規模事業場への支援	17
ケ	民間検査機関等の活用の促進	17
(7)	安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進	18
(8)	県民全体の安全・健康意識の高揚等	18

愛媛第 13 次労働災害防止推進計画

はじめに

県下の労働災害は、中長期的には減少傾向にあり、愛媛第 12 次労働災害防止推進計画期間中の平成 26 年に死亡者数が 10 人、平成 27 年に休業 4 日以上之死傷者数が 1,405 人と過去最少となり、このことは、県下の労使及び関係者の不断の努力の成果であると評価できる。しかしながら、過去最少となった以降は一転して増加傾向を示し、この結果、愛媛第 12 次労働災害防止推進計画の目標を達成することはできなかった。労働災害を減少に転じさせ、更なる減少を図るため、より災害動向を踏まえた適時の対策が求められている。

また、全国的に過労死やメンタルヘルス不調が社会問題としてクローズアップされる中で、県下においても、働き方改革実行計画を踏まえ、より一層の労働者の健康確保対策やメンタルヘルス対策に取り組むことが必要となっているほか、治療と仕事の両立支援の取り組みや、化学物質による健康障害防止、増加が見込まれる石綿使用建築物の解体等工事への対策強化が必要となっている。

このような状況を踏まえ、労働災害を少しでも減少させ、安心して健康に働き続けられる職場の実現に向け、2018 年度を初年度とする 5 年間の計画期間とする「愛媛第 13 次労働災害防止推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定する。

この「推進計画」は、国が 2018 年度から 2022 年度までの 5 年間にわたる労働災害防止対策を進めるために、中長期的な視点から重点的に取り組む事項を定めた「第 13 次労働災害防止計画」に基づき、県下の情勢を踏まえて、県下で重点的に取り組む事項を定めるものである。

1 推進計画のねらい

(1) 推進計画が目指す社会

人の生命と健康はかけがいのないものであり、どのような社会構造や経済情勢の変化があったとしても、働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれることはあってはならないという基本理念の下、「推進計画」は、働く人一人一人が、より良い将来の展望を持ち、安全や健康が確保された、安心して働き続けられる社会の実現を目指すものであり、一人一人の意思や能力、そして置かれた個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を選択する社会への移行が進んでいく中で、これらの働き方においても安全や健康が確保されなくてはならない。

そのためには、各事業場でこれらに対応した安全管理水準が向上されるよう、国、関係団体、事業者及び労働者のみならず、発注者、事業活動によりサービスを受ける者全てが、この基本理念を共有し、お互いが安全で健康に働くことを尊重した責任ある行動をとる社会を実現しなければならない。

(2)計画期間

2018年度から2022年度までの5か年を計画期間とする。

(3)推進計画の目標

安全や健康が確保された、安心して働き続けられる社会の実現に向け、以下の目標を計画期間中に達成することを目指す。

死亡災害については、ひとたび発生すれば取り返しがつかない災害であることを踏まえ、2022年までに過去最少（平成26年10人）を更新する9人以下に減少させる。

死傷災害（休業4日以上労働災害をいう。以下同じ。）については、増加が著しい業種、事故の型に着目した対策を講じることにより、過去最少（平成27年1,405人）を更新する1,300人台とするため、2017年と比較して、2022年までに8%以上減少させる。

重点とする業種の目標は以下のとおりとする。

- ・ 製造業については、死亡者数を2022年までに過去最少（平成26年）の2人以下に減少させる。死傷者数を2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。
- ・ 建設業については、死亡者数を2022年までに過去最少（平成26年）の2人以下に減少させる。死傷者数を2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。
- ・ 林業については、死亡者数を、2022年までにゼロとする。
- ・ 道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設、飲食店については、死傷者数を2017年と比較して、2022年までに5%以上減少させる。

上記以外の目標については、以下のとおりとする。

- ・ 仕事上の不安、悩み又はストレスについて、職場に事業場外資源を含めた相談先がある労働者の割合を90%以上（49.9%：2017）とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上（62.7%：2017）とする。
- ・ ストレスチェックを実施している事業場の割合を70%以上（44.4%：2017）とする。
- ・ 取扱う全ての化学物質等について、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（以下「GHS」という。）による分類の確認及び安全データシート（以下「SDS」という。）の交付を受け、その内容を確認して作業を行っている事業場の割合を80%以上（69.3%：2017）とする。
- ・ 社会福祉施設を含む第三次産業及び道路貨物運送業の腰痛による死傷者数を2017年と比較して、2022年までに10%以上減少させる。
- ・ 職場での熱中症による死亡者数を2013年から2017年までの5年間と比較して、

2018年から2022年までの5年間で50%以上減少させる。

(4) 推進計画の評価と見直し

計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認、評価を行い、愛媛地方労働審議会に報告する。また、同審議会の意見等により必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、単に死傷者数や目標に掲げた指標の増減のみならず、その背景や影響を及ぼしたと考えられる指標、社会経済情勢の変化も含めて分析を行う。

2 安全衛生を取り巻く現状と対策の方向性

(1) 愛媛第12次労働災害防止推進計画目標の達成状況

平成25年度から平成29年度にかけて推進された愛媛第12次労働災害防止推進計画（以下「12次防」という。）における目標とその達成状況は次のとおりである。

死亡災害

死亡災害の撲滅を目指して、平成24年と比較して、平成29年までに労働災害による死亡者の数を

ア 15%以上減少させる。

死亡者数は、平成24年が16人で、平成29年は14人（平成24年比12.5%減）となり、目標人数を1人上回り達成に至らなかった。

イ 建設業、製造業、林業について、20%以上減少させる。

建設業は平成24年比50.0%増加の6人で、製造業は平成24年比増減なしの5人となり、目標達成に至らなかった。林業は平成24年比50.0%減少の1人となり、目標を達成した。

休業4日以上の死傷災害

平成24年と比較して、平成29年までに休業4日以上の労働災害による死傷者の数を

ア 15%以上減少させる。

休業4日以上の死傷者数は、平成24年が1,560人で、平成29年は平成24年比5.4%減少（推計値）に止まり目標達成に至らなかった。

イ 小売業、飲食店について、20%以上減少させる。

小売業は平成24年比2.9%減少（推計値）、飲食店は平成24年比17.0%減少（推計値）に止まり目標達成に至らなかった。

ウ 社会福祉施設、道路貨物運送業について、10%以上減少させる。

社会福祉施設は平成24年比14.3%増加（推計値）、道路貨物運送業は平成24年比3.0%増加（推計値）となり目標達成に至らなかった。

健康確保、職業性疾病対策

ア メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする。

メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場は、62.7%であり、目標値を

17.3%下回り、目標達成に至らなかった。

イ 衛生委員会において過重労働対策を審議している事業場の割合を80%以上とする。

衛生委員会で調査審議を行っている事業場は73.7%であり、目標値を6.3%下回り、目標達成に至らなかった。

ウ 職場における化学物質管理の推進のため、GHS分類において危険有害性を有する全ての化学物質について、危険有害性の表示と安全データシート（SDS）の交付を行っている化学物質製造者の割合を80%以上とする。

化学物質製造者に係る目標達成状況は未把握。

なお、化学物質等を取り扱う事業場で、SDSの交付等を受けた作業の実施に関し、全ての化学物資で実施が69.3%である。

エ 平成24年と比較して、社会福祉施設の腰痛を含む労働災害による休業4日以上死傷者の数を10%以上減少させる（再掲）。

腰痛を含む休業4日以上死傷者数は前記ウ記載のとおり、目標達成に至らなかった。なお、社会福祉施設の腰痛は平成24年比20%減少の8人（推計値）である。

オ 平成20年から平成24年までの5年間と比較して、平成25年から平成29年までの5年間の職場での熱中症による休業4日以上労働災害死傷者の数を20%減少させる。

熱中症の発生状況は、5年間比較で85%増加となり、目標達成に至らなかった。

カ 職場の受動喫煙防止対策を講じている事業場の割合を85%以上とする。

受動喫煙防止対策に取り組んでいる事業場の割合は87.0%となり、目標を達成していると考えられる。

(2) 愛媛県下の死亡災害発生状況と対策の方向性

死亡災害発生状況

ア 業種別状況

12次防期間中の死亡者数72人のうち、製造業が22人（30.6%）、建設業が19人（26.4%）で、この2業種で全体の57%を占める。次いで清掃と畜業が8人（11.1%）、商業が7人（9.7%）、道路貨物運送業5人（6.9%）、林業3人（4.2%）となっている。

イ 事故の型別状況

事故の型別では、多い順から、墜落・転落災害23人（31.9%）、交通事故（道路）19人（26.4%）、はさまれ・巻き込まれ災害8人（11.1%）で、この3つで69.4%を占める。次いで、高温・低温の物との接触災害5人（6.9%）（うち熱中症4人）となっている。

墜落・転落災害は、建設業が10人（43.5%）と最も多く、次いで清掃と畜業が

4人(17.4%)、林業が3人(13.0%)、製造業が2人(8.7% 全て造船業)となっている。

交通事故(道路)は、商業及び清掃と畜業が4人(各21.1%)と最も多く、建設業及び警備業が3人(各15.8%)、製造業及び道路貨物運送業が2人(各10.5%)となっている。

はさまれ・巻き込まれ災害は、製造業で6人(66.7%)と最も多く、次いで、道路貨物運送業で2人(22.2%)となっている。

ウ 年齢階層別状況

死亡者数を年齢階層別で見ると、60歳以上が30人(41.7%)で最も多く、次いで50歳代が19人(26.4%)となっている。

対策の方向性

- ・死亡災害防止対策は、引き続き発生件数の多い製造業、建設業が重点となる。また、林業においても強度率が高く、一定数の死亡災害が発生していることから、これを併せた3業種を重点対策業種とする。
- ・製造業については、死亡者数が多い「はさまれ・巻き込まれ災害」、造船業における「墜落・転落災害」防止を重点とした対策が必要である。同様に、建設業については、死亡者数が多い「墜落・転落災害」及び、「建設機械災害」、林業においては、伐木作業等における「激突され災害」及び、死亡災害が多発している走行集材機械等の林業機械災害の防止を重点とした対策が必要である。
- ・交通労働災害の防止については、全業種に対する対策の徹底が必要である。
- ・熱中症については、予防とともに、発症した際に死亡災害等重症化させない対策の必要性が生じている。
- ・60歳以上の高年齢労働者の死亡災害が多いことから、高年齢労働者に対する対策の必要性が生じている。

(3)愛媛県下の休業4日以上之死傷災害発生状況と対策の方向性

死傷災害発生状況

ア 推移

県下の休業4日以上之死傷者は、毎年増減を繰り返しながらも減少傾向にあり、12次防期間中の平成27年に死傷者数が1,405人と過去最少となったものの、平成28年は前年比3.3%増加、平成29年は前年同期比2.1%増加と2年連続で増加している。

イ 業種別状況

12次防期間中の5年間の死傷者数に占める割合は、製造業が最も多く30.3%(平成29年は平成30年1月末現在 以下同じ)、次いで建設業が13.0%、道路貨物運送業が10.9%、小売業が9.8%で、この4業種は毎年100人を超える災害が発生している。次いで社会福祉施設が6.4%で続く。

製造業の内訳では、「食料品製造業」が最も多く24.7%、次いで「パルプ・紙・

紙加工品製造業」が 12.0%、「造船業」が 11.9%、「金属製品製造業」が 11.4%、「一般機械器具製造業」が 8.4%、「木材・木製品」が 7.0%となる。

ウ 事故の型別状況

事故の型別で発生状況を見ると、全業種では「転倒災害」が 20.9%と最も多く、次いで「墜落・転落災害」が 20.4%、「はさまれ・巻き込まれ災害」が 14.6%で、この3つの事故の型で 55.9%を占める。次いで「動作の反動、無理な動作（腰痛症等）」が 9.2%となる。各年の推移をみると、多発している「墜落・転落災害」と「転倒災害」の発生件数は拮抗し、12次防期間中では、平成27年は「墜落・転落災害」が最多、他は「転倒災害」が最多となっている。また、発生件数の多い「転倒災害」、「墜落・転落災害」、「はさまれ・巻き込まれ災害」は、増減を繰り返しているが横ばい状況で、減少傾向にあるとはいえない。

製造業では、12次防期間中では「はさまれ・巻き込まれ災害」が 28.8%と最も多く、次いで、「転倒災害」が 17.2%、「墜落・転落災害」が 13.2%で、この3つの事故の型で 59.2%を占める。次いで、「飛来、落下災害」が 11.1%となる。

建設業では、12次防期間中では「墜落・転落災害」が 41.2%と最も多く、次いで、「飛来、落下災害」が 11.4%、「はさまれ、巻き込まれ災害」が 9.0%であり、この3つの事故の型で 61.5%を占める。

道路貨物運送業では、12次防期間中では「墜落・転落災害」が 32.2%と最も多く、次いで、「転倒災害」が 14.1%、「動作の反動、無理な動作」が 11.6%であり、この3つの事故の型で 57.8%を占める。次いで、「はさまれ、巻き込まれ災害」が 10.6%となる。

小売業では、12次防期間中では「転倒災害」が 34.2%と最も多く、次いで、「交通事故（道路）」が 14.5%、「墜落・転落災害」が 12.4%であり、この3つの事故の型で 61.1%を占める。次いで、「動作の反動、無理な動作」が 11.3%となる。

社会福祉施設では、12次防期間中では「転倒災害」が 35.6%と最も多く、次いで、「動作の反動、無理な動作」が 29.7%であり、この2つの事故の型で 65.3%を占める。次いで「交通事故（道路）」が 8.5%となる。

飲食店では、12次防期間中では「転倒災害」が 32.9%と最も多く、次いで、「切れ、こすれ災害」が 26.0%、「高温・低温の物との接触災害」が 12.7%であり、この3つの事故の型で 71.7%を占める。

エ 年齢階層別状況

死傷者数の年齢階層別の推移をみると、各年の60歳以上の死傷者が占める割合は、平成25年が 23.0%、平成26年が 22.8%であるが、平成27年が 23.6%、平成28年が 25.6%、平成29年が 26.1%（速報値）と3年連続で比率が上がっており、平成28年以降は、50歳台を上回り、最多となっている。

平成29年の死傷者数に占める60歳以上の割合を事故の型別で見ると、「転倒災害」は 40.3%、「墜落・転落災害」は 29.4%、「はさまれ、巻き込まれ災害」は 19.0%、「動作の反動、無理な動作災害」は 21.1%となり、特に「転倒災害」、「墜落・転

落災害」での比率が高くなっている。

同じく業種別で見ると、製造業は 22.4%で、50 歳台(26.7%)に次ぐ割合であり、道路貨物運送業では 13.2%と他の年齢階層を下回っているが、建設業は 31.2%、小売業は 32.3%、社会福祉施設は 30.0%、飲食店では 38.9%と最多の割合となっている。

筋力及び運動機能の低下や、バランス感覚の衰えにより発生しやすくなる「転倒災害」や「墜落・転落災害」は、高年齢労働者に起こりやすい災害であり、また、負傷回復力の低下も負傷の程度を重くする要素となっているものと考えられる。

オ 熱中症、腰痛、外国人技能実習生に係る発生状況

熱中症による死傷者数は、12 次防期間中は 11 次防期間中と比較して 85%増加し、死亡者も大幅増の 4 人となっている。

腰痛による死傷者数は、増減を繰り返しているものの減少傾向には無く、12 次防期間中は、特に第三次産業で 60.0%（商業 14.2%、社会福祉施設 21.2%）を占め、その他製造業で 15.1%、道路貨物運送業で 14.2%を占めている。

外国人技能実習生の労働災害は、増減はあるものの増加傾向を示し、平成 29 年（速報値）の死傷者数は 20 人である。また、12 次防期間中に死亡災害が 2 件発生している。12 次防期間中では、製造業で 75.6%（うち造船業 33.3%、金属製品製造業 20.5%）を占めている。

対策の方向性

- ・災害が多発し、顕著な減少を示していない製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設については、12 次防期間中も重点対策業種としており、引き続き重点対策業種とし、併せて 12 次防で重点としていた飲食店についても、増加傾向にある第三次産業対策として、小売業、社会福祉施設と同様、多店舗展開の事業形態に対する本社、本部主導の安全衛生管理対策を講じることが効果的であることから、引き続き重点対策業種とし、対策を実施する必要がある。
- ・上記対策においては、重点対策業種毎の事故の型の発生状況に対応した対策の徹底が必要である。
- ・県下の規模 31 人以上の事業場での 60 歳以上の常用労働者割合は、平成 27 年が 11.0%、平成 28 年が 11.5%、平成 29 年が 12.2%と上昇を続けており、災害発生割合と比較すると 2 倍を超える発生率となっていて、近年の労働災害増加の主たる要因となっているものと考えられる。県下の人口の高齢化率も右肩上がりでも上昇を続けており、高年齢労働者の就労割合は今後も増加を続けるものと見込まれることから、高年齢労働者の労働災害防止対策の推進の必要性が益々高くなっている。特に高年齢労働者による「転倒災害」や「墜落・転落災害」の発生割合が高い第 3 次産業、建設業等での重点的取組が必要である。
- ・死亡災害、死傷災害が多発している熱中症については、予防対策の徹底を図り、特に重篤化を防止する観点から時期を捉えた重点的な取組が必要である。

- ・腰痛については、社会福祉施設（介護施設）、小売業、道路貨物運送業等を重点とした取組が必要である。
- ・外国人技能実習生等の労働災害防止については、今後造船業、建設業での外国人就労者等の増加が見込まれることから、製造業（造船業、金属製品製造業等）、建設業等での災害発生状況を踏まえた取組が必要である。

(4) 愛媛県下における健康確保をめぐる動向と対策の方向性

健康確保をめぐる動向

仕事や職業生活に起因する不安やストレスを感じる労働者は依然として半数を超え、また、過重労働等による過労死や健康障害が深刻な社会問題となっている。

愛媛県下の過重労働等により労災認定された脳・心臓疾患及び精神障害の認定件数は次表のとおりである。

《愛媛県内の脳・心臓疾患及び精神障害の労災認定件数の推移》

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
脳・心臓疾患(うち死亡)	4	7 (1)	1 (1)	1 (1)	1
精神障害(うち自殺)	7 (2)	4 (3)	2	1 (1)	4 (2)

未遂を含む

メンタルヘルス対策に関し、平成 24 年 4 月に規模 50 人以上の事業場に対し実施した「メンタルヘルス自主点検調査結果」(以下「24 年調査」という。)と、平成 29 年 11 月に実施した「平成 29 年度労働衛生対策取組状況調査結果」(「29 年調査」という。)を比較すると次表のとおりである。

《愛媛県内の事業場のメンタルヘルス対策の取組状況》

取 組 内 容	24 年調査 規模 50 人以上	29 年調査 規模 10 人以上
心の問題で過去 1 年以内に 1 月以上の休職者がいる	24.9%	13.5%
心の健康づくり計画を策定している	45.4%	7.6%
メンタルヘルス推進担当者を選任している	46.9%	18.8%
メンタルヘルスの相談体制が整備されている	61.3%	30.3%
労働者への教育研修を実施している	43.6%	26.5%
管理監督者への教育研修を実施している	54.0%	24.7%

「24 年調査」は規模 50 人以上全数調査 回答 830 (63.2%)

「29 年調査」は規模 10 人以上の 1/10 を抽出 回答 608(55.3%) 規模 50 人以上の回答 133 規模 50 人以上を抽出すると 32.3%となる。

調査対象事業場が異なり単純に比較できないが、メンタルヘルス休業者の増加がうかがえる一方、対策は進展していないことがうかがえる状況にある。

「29 年調査」結果では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は 62.7% に止まり、また、相談体制が整備されている事業場は 30.3% に止まっている。

メンタルヘルス不調を未然に防止することを主な目的とするストレスチェック制度が、平成 27 年 12 月に創設され、実施が義務付けられた規模 50 人以上での県下の平成 29 年 6 月末現在の実施率は 83.9%（全国平均 82.9% 平成 30 年 1 月末現在 90.6%）であったが、法で義務付けられた規模での実施のみならず、努力義務のある 50 人未満の事業場でもストレスチェックが実施されることが、メンタルヘルス不調を防止するためには重要であるが、「29 年調査」結果ではなんらかのストレスチェックを実施している事業場の割合は 44.4%に止まっている。

対策の方向性

- ・過労死等を防止するためには、過重労働対策に加えて、メンタルヘルス対策、パワーハラスメント等防止対策を推進する必要がある。
- ・メンタルヘルス対策では、メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の増加や、特に高ストレスやメンタルヘルス不調等の労働者が産業医等の健康相談を受けられることが重要であり、職場に外部資源を含めた相談先がある事業場の増加等のメンタルヘルス対策の推進が必要である。
- ・ストレスチェックの実施については、法で義務付けられた規模での実施のみならず、努力義務のある 50 人未満の事業場においてもストレスチェックが実施されることが、メンタルヘルス不調を防止するためには重要であり、ストレスチェックの実施率を向上させる必要がある。また、集団分析を実施し、その結果を活用した職場環境改善も重要である。
- ・特に、小規模事業場については地域産業保健センターの活用を促すことが重要である。

(5) 愛媛県下における疾病を抱える労働者の治療と職業生活の両立をめぐる状況と対策の方向性

健康診断の結果、なんらかの異常所見を有する労働者の割合は、県下で 5 割を超えており（平成 28 年 50.8%）、上昇傾向が継続している。愛媛県民は、高血圧や糖尿病の所見のある者が全国でも上位にあることもあり（特定健診データ）、疾病リスクを抱える労働者が増える傾向にある。

異常所見を有する労働者に対しては、健康診断後の医師からの意見聴取による就業上の措置の実施や、保健指導が重要であり、これらの的確な実施を推進する必要がある。

また、高年齢労働者の増加が続いており、労働人口の高齢化が進む中で、職場においては、疾病を抱えた労働者の治療と仕事の両立への対応が必要となる場面が増えることが予想される。「29 年調査」結果では、メンタルヘルス関連を除く過去 1 年間の状況について、「通院等のために定期的な休暇を必要とする者がいる」23.9%、「治療のために勤務時間等の配慮を必要とする者がいる」11.2%、「1 か月以上休業した者がいる」21.6%、「治療のために退職した者がいる」3.6%となっており、働き方改革実行計画の柱の一つとなっている治療と職業生活の両立支援について、産業保健総合支援センター、医療機関等との連携のもと、事業者及び労働者に対する取組を平成 28 年度に立上げた「愛媛県地域両立支援推進チーム」の連携等により積極的に推進する必要がある。

(6)化学物質等による健康障害の現状と対策の方向性

近年、胆管がんや膀胱がんといった化学物質による重篤な健康障害が発生し、社会問題化している。

産業現場で使用される化学物質は約 70,000 種類に及び、毎年 1,000 物質程度の新規化学物質の届出がなされている。これら膨大な種類の化学物質のうち、労働安全衛生関係法令によって、ばく露防止措置、作業環境測定、特殊健康診断、ラベル表示、リスクアセスメント等の実施が義務付けられているものは 663 物質であるが、その他多くの化学物質については、対策の基本となる危険性や有害性等の情報の通知さえ十分行われているとはいえない状況にある。

このため、今後の国の対策を踏まえ、事業場で取扱っている化学物質等について、GHS 分類の確認及び SDS の交付を受け、その内容を確認して作業を行っている事業場の割合を増加させるための対策が必要である。

また、石綿による健康障害の防止については、耐用年数の関係で石綿含有建築物の解体工事の増加が見込まれることから、対策の強化が必要である。

3 推進計画の重点事項

- (1) 死亡災害の撲滅・重篤災害を減少させるための業種別・災害種別の重点対策の推進
- (2) 就業構造の変化等により災害が増加傾向にある又は減少の見られない業種、災害等への対策の推進
- (3) 過労死等の防止等の労働者の健康確保対策の推進
- (4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進
- (5) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (6) 企業・業界単位での安全衛生の取組の強化
- (7) 安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進
- (8) 県民全体の安全・健康意識の高揚等

4 重点事項ごとの具体的取組

(1)死亡災害の撲滅・重篤災害を減少させるための業種別・災害種別の重点対策の推進

ア 製造業における施設、設備、機械等に起因する災害等の防止

- ・全産業の死傷者数の最多で 3 割を占める製造業については、特に災害が多発している食料品製造業、木材・木製品製造業、パルプ・紙製品製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、造船業の 6 業種を重点とする。
- ・死亡災害及び重篤災害が発生している「はさまれ、巻き込まれ」災害等、施設、設備、機械等（クレーン等を含む）に起因する災害防止を重点とし、機械災害が発生した事業場における原因の究明による再発防止対策及び機械設備の本質安全化を図るとともに、機械設備の安全性に問題がある事案については、製造者等の機械設備の提供者による改善を促進する。

- ・機械設備を使用する作業等に係るリスクアセスメントの徹底を図る。
- ・生産設備の高経年化に伴う経年劣化によるリスクを低減していくという観点から、補修等の状況も勘案した、高経年施設・設備に対する点検・整備等を指導する。

イ 建設業における墜落・転落災害等の防止

- ・建設業においては、墜落・転落災害が多発していることから、墜落・転落災害防止対策を重点とし、足場、はしご、屋根等からの墜落・転落災害防止対策の推進を図る。
- ・高所作業時における墜落防止用保護具については、原則としてフルハーネス型とするとともに、墜落時の落下距離に応じた適切な保護具の使用の徹底を図る。
- ・老朽化したインフラ等、今後も鉄筋コンクリートや鉄骨の建築物、橋梁等の解体工事が増加することが見込まれることから、解体工事における安全対策について推進を図る。
- ・死亡災害が発生している建設機械災害（移動式クレーン、不整地運搬車によるものを含む）については、路肩等からの墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害の防止を含む建設機械災害防止対策の徹底を図る。
- ・請負契約における安全衛生経費の適切な積算及び確実な支払いに関する施策の実施、施工段階の安全衛生に配慮した設計の普及、中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援等の取組を推進する。

ウ 林業における伐木等作業の安全対策

- ・死亡、重篤災害になりやすい、チェーンソーによる伐木等作業における「激突され災害」等を防止するため、安全な伐倒方法やかかり木処理の方法の普及、下肢を保護する防護衣の着用の徹底、安全教育の充実等必要な安全対策の推進を図る。
- ・死亡災害が多発している走行集材機械等の林業機械災害の防止対策を推進する。

(2)就業構造の変化等により災害が増加傾向にある又は減少の見られない業種、災害等への対策の推進

ア 増加傾向等にある業種への対応

(ア) 第三次産業対策

- ・第三次産業については特に労働災害発生件数の多い小売業、社会福祉施設（介護施設）及び飲食店を重点として取組を推進する。
- ・小売業、社会福祉施設及び飲食店について、個々の店舗や施設では、安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であることから、各店舗、支店等を統括する本社・本部の主導による労働災害防止対策が推進されるよう、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の推進を図る。また、他県に本社があり、当局管内に店舗等がある企業については、本社管轄局と連携した指導を実施する。
- ・経営トップに対する意識啓発や「危険の見える化」、リスクアセスメントによる設備改善、KY活動等による危険感受性の向上のための働きかけに取り組む。
- ・事業場の安全衛生対策を検討する組織が設置されていない第三次産業の業界団体に

対して、これを設置するように働きかけを行うことにより、業界の取組と安全衛生意識の向上を図る。

- ・ 社会福祉施設については、腰痛予防のため、安全衛生教育の徹底だけでなく、介護機器等の導入促進も併せて行う。
- ・ 小売業・飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高いことを踏まえ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。また、非正規労働者を含めた安全衛生管理体制の整備及び安全衛生活動が現場で着実に取り組まれるよう指導する。

(イ) 道路貨物運送業対策

- ・ 荷役作業時の「墜落・転落災害」等が多発していることから、陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン（平成 25 年 3 月 25 日付け基発 0325 第 1 号。以下「荷役作業における安全ガイドライン」という。）に基づき、陸上貨物運送事業労働災害防止協会と連携し、保護帽の着用等基本的な安全対策の徹底を図る。
- ・ 荷主事業者に対し、長時間の荷待ち時間の削減や荷役施設・設備の改善、荷役作業の安全担当者の配置等について支援を要請する。

イ 増加傾向等にある災害への対応

(ア) 転倒災害の防止

- ・ 死傷災害のうちの 2 割強を占める転倒災害については、4 S（整理・整頓・清掃・清潔）や注意喚起を促すステッカーの掲示等による「危険の見える化」、足元を明るくする、手すりや滑り止めの設置、作業内容に適した防滑靴の着用等の取組の促進を図る。また、転倒災害防止に係る e ラーニング教材などの提供により、事業者に対する支援を行う。

(イ) 熱中症の予防

- ・ 県下で死傷災害が多発している熱中症については、重篤化を防止する観点から、熱中症に関する知識、異常の兆候を示す労働者等に係る措置等を含めた労働衛生教育の実施を推進する。
- ・ JIS 規格に適合した WBGT 値測定器を普及させるとともに、夏季の屋外作業や高温多湿な屋内作業場については、WBGT 値の測定とその結果に基づき、休憩の確保、水分・塩分の補給、クールベストの着用等の必要な措置が取られるよう推進する。
- ・ 熱中症予防対策の理解を深めるために、建設業等における先進的な取組の紹介や労働者等向けの教育ツールの活用を促進する。
- ・ 適切な時期をとらえた集中的な取組の実施について、周知啓発を行う。

(ウ) 腰痛の予防

- ・ 特に腰痛が多発している社会福祉施設（介護施設）、小売業、道路貨物運送業等を重点として、安全衛生教育の確実な実施を推進するとともに、介護労働者の身体的負担軽減を図る介護機器の導入促進を図る。
- ・ 荷の積卸し等の定型的な重筋業務を行う場合にも、身体への負担を軽減する機械等の普及を図る。

(エ) 交通労働災害対策

- ・死亡災害が多発している交通労働災害については、県警察本部及び各警察署交通課等と連携し、あらゆる業種の業界団体に対し、実効ある交通労働災害防止対策が展開されるよう働きかける。
- ・事業用自動車運転業務に従事する労働者については、臨時的な雇用であっても、健康問題を原因とする交通労働災害を防止する観点から事業者による適切な健康確保対策が行われるよう指導する。

(オ) 職場における「危険の見える化」の推進

- ・労働者の知識・経験の程度にかかわらず、安心して働ける職場を実現していけるよう、「危険の見える化」に配慮しながら、労働災害防止に関する標識、掲示等の普及を推進する。
- ・日本語の理解度に差のある外国人労働者においても、上記と同様の対策を普及していく。

ウ 高年齢労働者の労働災害の防止

- ・県下では、60歳以上の高年齢労働者の死傷災害の増加が、近年の労働災害の増加要因となっており、また、今後も労働人口の高齢化が進展することが見込まれることから、重点的な取組を推進する。
- ・多発している転倒や墜落・転落災害及び腰痛等災害を防止するため、高年齢労働者に配慮した職場環境の改善や筋力強化等の身体機能向上のための健康づくり等の取組事例による、安全と健康確保のための配慮事項について周知を図る。
- ・高年齢者の再雇用、配置転換時等の一定の時期に、高年齢労働者に特徴的な労働災害の防止に係る安全衛生教育の実施を推進する。
- ・集中的な周知取組期間の設定等により効果的な取組の推進を図る。

エ 非正規雇用労働者及び外国人労働者の労働災害の防止

(ア) 非正規雇用労働者対策

- ・派遣労働者の労働災害を防止するため、雇入れ時の安全衛生教育や健康診断の実施等の状況により、必要な取組を推進する。
- ・小売業や飲食店については、他業種に比べ非正規雇用労働者の割合が高いことを踏まえ、業界団体と連携しつつ、雇入れ時の安全衛生教育の徹底を図る。(再掲)

(イ) 外国人労働者、技能実習生対策

- ・増加が見込まれる外国人技能実習生及び外国人就労者の労働災害防止のため、外国人労働者を雇用する事業場に対し、安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示の実施、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。
- ・技能実習生については、外国人技能実習機構と連携し、監理団体や技能実習生の受入を行う事業場に対する労働災害防止のための取組を推進する。

(3) 過労死等の防止及び労働者の健康確保対策の推進

ア 労働者の健康確保対策の強化

(ア) 企業における健康確保措置の推進

- ・ 過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。

(イ) 産業医・産業保健機能の強化

- ・ 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を推進する。
- ・ 衛生委員会等の活動の活性化を図るため、産業医に衛生委員会等の参加を促すなどの取組を進めるとともに、産業医や看護職等の産業保健スタッフから構成されるチームによる産業保健活動を推進する。

イ 過重労働による健康障害防止対策の推進

- ・ 時間外労働の上限規制により過重労働の防止を図るとともに、過重な労働により脳・心臓疾患等の発症のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、長時間労働者に対する健康確保措置として、医師による面接指導の対象者の見直しや労働時間の客観的な把握等の労働者の健康管理を強化する。

ウ 職場におけるメンタルヘルス対策等の推進

(ア) メンタルヘルス不調の予防

- ・ ストレスチェック制度について、高ストレスで、かつ医師による面接指導が必要とされた者を適切に医師の面接指導につなげるなど、メンタルヘルス不調を未然に防止するための取組を推進するとともに、ストレスチェックの集団分析結果を活用した職場環境改善について、好事例の収集・情報提供等の支援を行い、その取組を推進することで、事業場における総合的なメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 産業保健総合支援センターによる支援等により、小規模事業場におけるストレスチェック制度の普及を含めたメンタルヘルス対策の取組を推進する。
- ・ 事業場におけるメンタルヘルス対策について、労働者の心の健康の保持増進のための指針（平成 18 年健康保持増進のための指針公示第 3 号）に基づく取組を引き続き推進するとともに、事業場外資源を含めた相談窓口の設置を推進することにより、労働者が安心してメンタルヘルス等の相談を受けられる環境を整備する。特に、小規模事業場に対しては、地域産業保健センターの活用について十分に周知を図る。

(イ) パワーハラスメント対策の推進

- ・ 労働者が健康で意欲を持って働けるようにするため、パワーハラスメント対策を推進する。

(4) 疾病を抱える労働者の健康確保対策の推進

ア 企業における健康確保対策の推進、企業と医療機関の連携の促進

- ・疾病を抱える労働者の就労の継続に当たっては、職場において就業上の措置や治療に対する配慮が適切に行われる必要がある。このため、健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針（平成8年健康診断結果に基づき事業者が講ずべき措置に関する指針第1号）、治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン（平成28年2月23日基発第0223第5号等。以下「両立支援ガイドライン」という。）の周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・「両立支援ガイドライン」に基づく事業者と医療機関の連携を一層強化するために作成された企業向け、医療機関向けマニュアルについて、その普及を図る。

イ 治療と仕事の両立支援の推進

- ・治療と職業生活の両立支援のためのガイドラインの周知啓発を図り、企業の意識改革及び支援体制の整備を促進する。
- ・本省により作成される予定の、企業向け及び医療機関向けマニュアルの普及を図る。
- ・産業保健総合支援センターと連携し「両立支援コーディネーター」の養成について推進を図る。
- ・愛媛県地域両立支援推進チームの活動等を通して、地域における企業、医療機関等の関係者の具体的連携を推進し、県下の治療と仕事の両立に係る機運醸成を図る。
- ・愛媛産業保健総合支援センター等における治療と仕事の両立支援の取組に対する各種支援サービスの支援内容及び実施計画等を共有し、その周知、利用勧奨を行う。

(5)化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

- ・取扱っている全ての化学物質等について、危険性又は有害性の高い化学物質が適切な管理のもとで使用されることを確保するため、「GHS」による分類の確認及び「SDS」の交付を受け、その内容を確認した作業実施を推進するとともに、化学物質に関するリスクアセスメントの実施を推進する。
- ・リスクアセスメント等による事業者の自主的な化学物質管理に資するため、メーカー、卸売業者等に対し化学物質の製造又は流通の過程での危険有害性の表示と「SDS」の交付の徹底を図る。
- ・事業者による化学物質の管理を実効あるものとするためには、労働者が化学物質の危険性又は有害性等やばく露防止の方法等を正しく理解することが重要であることから、化学物質のラベル表示や「SDS」による情報、保護具の正しい着用方法等の具体的な内容を習得できるようにしたりするなど、雇入れ時等の安全衛生教育の充実を図る。

イ 石綿による健康障害防止対策

- ・石綿含有建築物の解体工事の増加が見込まれる中、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を目的とする石綿に関する届出対象の拡大等実施される施策の周知、徹底により、事業者による石綿の使用の事実の把握漏れの防止を徹底する。

- ・適切な石綿ばく露防止措置が講じられるために、解体工事等の発注者に対する必要な安全衛生経費の負担、適正な工期設定を求めるとともに、施工者も必要な石綿ばく露防止措置がおろそかになることを防止するため、石綿ばく露防止措置を講じない施工者への指導を実施する。
- ・石綿をはじめとした化学物質による健康障害は長期間経過後に発生することがあることから、事業者は個々の労働者のばく露の状況等を継続的に把握し保存しておくことが必要である。このため、事業の廃止後も含め、こうした情報の保存を推進する。

ウ 受動喫煙防止対策

- ・受動喫煙の健康への有害性に関する理解を図るための啓発や事業者に対する効果的な支援の実施により、事業者及び事業場の実情に応じた禁煙、空間分煙等の受動喫煙防止対策を普及・促進する。

エ 電離放射線による健康障害防止対策

- ・原子力施設における放射線被ばく線量管理、被ばくの低減対策等の実施の徹底を図る。
- ・東京電力福島第一原子力発電所での緊急作業に従事した労働者に対して、離職後を含めて長期的に被ばく線量等を追跡できるデータベースを活用し、メンタルヘルスクケアを含めた健康相談の実施等の長期的な健康管理対策を着実に実施する。
- ・医療従事者の被ばく線量管理及び被ばく低減対策の取組を推進するとともに、被ばく線量の測定結果の記録等の保存について管理の徹底を図る。

オ 粉じん障害防止対策

- ・粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、粉じん障害防止規則その他関係法令の遵守のみならず、第9次粉じん障害防止総合対策に基づき、粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組を推進する。
- ・トンネル工事に従事した労働者の健康確保対策の推進を図る。

(6)企業・業界単位での安全衛生の取組の強化

ア 企業のマネジメントへの安全衛生の取込

- ・労働災害防止には、企業の経営トップ等の関与が重要であることから、企業のマネジメントの中へ安全衛生を位置付けることを推奨していくとともに、労働者の安全衛生に関する経営トップからの取組方針の設定・表明等、積極的な取組を推進する。

イ 労働安全衛生マネジメントシステムの普及と活用

- ・現在、国際標準化機構で制定作業が進められている労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001）により改正が予定されている労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針の普及及び促進を図る。

ウ 企業単位での安全衛生管理体制の推進

- ・小売業、社会福祉施設及び飲食店について、個々の店舗や施設では、安全衛生に取り組む人員、権限及び予算が限定的であることから、各店舗、支店等を統括する本

社・本部の主導による労働災害防止対策が推進されるよう、事業場単位の安全衛生管理に加え、企業単位での安全衛生管理の推進を図る。(再掲)

エ 企業における健康確保措置の推進

- ・過重労働・メンタルヘルス対策等、労働者の心身の健康確保対策がこれまでになく強く求められている。そのため、法定の健康診断やその結果を踏まえた就業上の措置のみならず、労働者の健康管理に関して、経営トップの取組方針の設定・表明等、企業の積極的な取組を推進する。また、労働者は、自らも健康の保持増進に努める。(再掲)

オ 業界団体、労働災害防止団体等による安全衛生の取組の促進

- ・労働災害の防止に向けては、業界団体による自主的な取組が重要であることから、労働災害が減少しない業界や取組が低調な業界団体に対して要請等を行う。
- ・労働災害が増加傾向にある業種等については、労働災害防止団体の活動と連携した業界団体等による自主的な安全衛生活動の促進策を検討するとともに、労働災害防止団体が行う労働災害防止活動に対して、この計画の重点対策を考慮しながら引き続き必要な支援を行う。
- ・事業場の安全衛生対策を検討する組織が設置されていない第三次産業の業界団体に対して、これを設置するように働きかけを行うことにより、業界の取組と安全衛生意識の向上を図る。(再掲)

カ 元方事業者、企業集団等による安全衛生の取組の促進

- ・建設工場の元方事業者の関係請負業者、企業系列、工業団地等の中核事業者、構内に多数の協力会社を有する事業者等、荷主事業者の主導による関係事業者を含めた安全対策、健康確保対策の推進を図る

キ 地方公共団体、国の出先機関等との連携の強化

- ・地方自治体の業所管部局、警察署、国土交通省や林野庁等の出先機関等との連携を強化し、警察や運輸支局等と連携した交通労働災害防止対策、地方整備局各出先機関、愛媛県及び各市町自治体等と連携した建設工事発注者対策及び石綿ばく露防止対策、地方自治体の業所管部局と連携した社会福祉施設に対する取組、林野庁出先機関と連携した伐木等作業現場での労働災害の防止対策の取組、愛媛県警、警察署と連携した外国人技能実習生の労働災害防止の取組等を推進する。
- ・関連する労働災害防止団体、業界団体等と綿密な連携を図り、連携した個別指導等や啓発指導の実施を推進する。

ク 中小規模事業場への支援

- ・中小規模事業場における安全衛生管理体制を整備するとともに、4S(整理・整頓・清掃・清潔)「危険の見える化」、リスクアセスメントなどの安全衛生活動を活性化させるため、安全管理士や衛生管理士による職場改善指導等の労働災害防止団体を通じた支援の活用を図る。

ケ 民間検査機関等の活用の促進

- ・今後労働局等で実施している特定機械等の許可審査や検査等に係る民間移管が行わ

れる場合は、検査等の移管がスムーズに移行するよう対策を講じる。

(7)安全衛生管理組織の強化及び人材育成の推進

- ・安全衛生専門人材の育成、労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等の事業場外の専門人材の活用を促進し、安全衛生管理組織の強化を図る。

(8)県民全体の安全・健康意識の高揚等

- ・大学における安全衛生教育や高校生のインターンシップの際における安全衛生教育に対する協力など、県民等の危険に対する感受性を高め、働く場での安全や健康を確保するためのルールを守ることについて、地域、職域、学校との連携・支援を行う。
- ・ホームページや報道機関を活用した効果的な広報の実施や情報の提供により、県民の安全・健康意識の高揚を図る。